西予市研修基金事業実施要綱

平成28年３月24日

告示第36号

(趣旨)

第１条　この告示は、西予市研修基金条例(平成28年西予市条例第6号)に基づく西予市研修基金を活用し、国内外における研修を通して、人材の育成及び交流の促進を図るため、西予市研修基金事業(以下「基金事業」という。)を実施するものとし、必要な事項を定めるものとする。

(事業内容)

第２条　基金事業は、市民が市の進める施策、事業等に関係のある国内外の研修(以下単に「研修」という。)に参加する場合において、西予市研修資金(以下「資金」という。)の貸付けを行う事業とする。

(貸付対象者)

第３条　資金の貸付けを受けることができる者(以下「貸付対象者」という。)は、研修の参加者とし、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、市長が特に必要と認める者については、この限りでない。

(１)　市内に住所を有すること。

(２)　市税に滞納がないこと。

(３)　資金の弁済能力があること(未成年者を除く。)。

２　前項の場合において、貸付対象者が未成年者である場合は、当該未成年者の保護者を貸付対象者とみなす。

(貸付額等)

第４条　資金の貸付額は、旅費、食費その他研修に要する経費に相当する額とし、１人当たりの貸付限度額は、次に掲げる研修の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

　(１)　海外研修　800,000円

　(２)　国内研修　150,000円

２　資金の貸付けについては、無利子とする。

　(借入申請)

第５条　資金の貸付けを受けようとする者(以下「申請者」という。)は、西予市研修資金借入申請書(様式第１号。以下「申請書」という。)に関係書類を添えて、研修開始日の１箇月前までに市長に提出しなければならない。

(審査)

第６条　市長は、前条の申請書の提出があったときは、西予市研修基金事業運営委員会(以下「委員会」という。)を開催し、その内容及び資金の貸付けの適否について審査するものとする。

２　委員会は、次に掲げる職員をもって組織する。

(１)　政策企画部長

(２)　まちづくり推進課長

(３)　経済振興課長

(４)　教育総務課長

(５)　まなび推進課長

３　委員会に委員長１人を置き、政策企画部長をもって充てる。

４　委員会の開催に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(貸付けの決定)

第７条　市長は、委員会の審査により適当と認めたときは西予市研修資金貸付決定通知書(様式第２号)により、適当でないと認めたときは西予市研修資金貸付却下通知書(様式第３号)により、当該申請者に通知するものとする。

　　(借用証書)

第８条　前条の規定により資金の貸付決定を受けた者(以下「借受者」という。)は、連帯保証人１人以上と連署した借用証書(様式第４号)に関係書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

２　連帯保証人は、西予市に居住し、独立の生計を営む成年者で、すべての市税において、これを滞納していない者でなければならない。

　(資金の貸付け)

第９条　市長は、前条の借用証書の提出があったときは、当該借受者に資金を貸付けるものとする。

(資金の償還)

第10条　借受者は、研修終了後、あらかじめ作成した償還計画に基づき、資金を償還しなければならない。ただし、償還期間は、次に掲げる研修区分に応じ、当該各号に定める期間を超えてはならない。

(１)海外研修　研修最終日の属する月の翌月から起算して60箇月

(２)国内研修　研修最終日の属する月の翌月から起算して15箇月

２　前項の規定にかかわらず、借受者は、資金の全部又は一部を一括して償還することができる。

(転出による一括償還)

第11条　借受者は、市外に転出することとなった場合は、転出予定日の７日前までに、転出届出書(様式第５号)により市長に届け出るとともに、転出予定日までに、資金の全部を一括して償還しなければならない。

　(償還命令)

第12条　市長は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、資金の全部又は一部を一括して償還するよう命じることができる。

(１)　偽りその他不正の手段により資金の貸付けを受けたとき。

(２)　貸付条件に従わなかったとき。

(３)　前２号に掲げるもののほか、市長が不適当であると認めたとき。

(その他)

第13条　この告示に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

　　　附　則

この告示は、平成28年４月１日から施行する。

　　　附　則([平成30年西予市告示第62号](%E5%8E%9F%E8%AD%B0/30%E5%91%8A062%20%E8%A5%BF%E4%BA%88%E5%B8%82%E8%A1%8C%E6%94%BF%E7%B5%84%E7%B9%94%E3%81%AE%E5%86%8D%E7%B7%A8%E3%81%AB%E4%BC%B4%E3%81%86%E9%96%A2%E4%BF%82%E5%91%8A%E7%A4%BA%E3%81%AE%E6%95%B4%E7%90%86%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E5%91%8A%E7%A4%BA.doc))

　この告示は、平成30年４月１日から施行する｡

　　　附　則([令和２年西予市告示第48号](%E5%8E%9F%E8%AD%B0/02%E5%91%8A048%20%E8%A5%BF%E4%BA%88%E5%B8%82%E8%A1%8C%E6%94%BF%E7%B5%84%E7%B9%94%E3%81%AE%E5%86%8D%E7%B7%A8%E3%81%AB%E4%BC%B4%E3%81%86%E9%96%A2%E4%BF%82%E5%91%8A%E7%A4%BA%E3%81%AE%E6%95%B4%E7%90%86%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E5%91%8A%E7%A4%BA.doc))

　この告示は、令和２年４月１日から施行する。

　　　附　則([令和５年西予市告示第50号](%E5%8E%9F%E8%AD%B0/05%E5%91%8A050%20%E8%A5%BF%E4%BA%88%E5%B8%82%E8%A1%8C%E6%94%BF%E7%B5%84%E7%B9%94%E3%81%AE%E5%86%8D%E7%B7%A8%E3%81%AB%E4%BC%B4%E3%81%86%E9%96%A2%E4%BF%82%E5%91%8A%E7%A4%BA%E3%81%AE%E6%95%B4%E5%82%99%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E5%91%8A%E7%A4%BA.doc))

　この告示は、令和５年４月１日から施行する。

様式第１号(第５条関係)

　　年　　月　　日

西予市長　　　　　　様

西予市研修資金借入申請書

申請者　住　所

氏　名

西予市研修資金の貸付けを受けたいので、西予市研修基金事業実施要綱第５条の規定により申請します｡

なお、記載事項及び申請者の市税の納入状況について、市が調査することについて同意します。

(添付書類)

　・研修計画書(別紙)

　・日程表・研修内容等の参考資料

別紙

研修計画書

|  |  |
| --- | --- |
| 申請者氏名 |  |
| 生年月日 | 明・大・昭・平　　　年　　月　　日　(満　　　歳) |
| 住　所 | 連絡先　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 勤　務　先 |  |
| 研修者氏名 | ※研修者が未成年の場合にのみ記入 |
| 学　校　名 |  | 学　年 |  |
| 生年月日 |  |
| 研修の日程 | 　　　年　　月　　日～　　　　年　　月　　日(　　日間) |
| 研　修　先 |  |
| 研修の目的 |  |
| 経費内訳 |  |
| 借入申請額 |  |

様式第２号(第７条関係)

第　　号

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　様

西予市長

西予市研修資金貸付決定通知書

　　　　年　　月　　日付けで借入申請のあった西予市研修資金について､下記のとおり貸付することを決定したので、西予市研修基金事業実施要網第７条の規定により通知します｡

記

１．貸付決定額　　　　金　　　　　　　　　円也

２．貸付番号　　　　　第　　　　　　号

様式第３号(第７条関係)

第　　号

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

西予市長

西予市研修資金貸付却下通知書

　　　　年　　月　　日付けで借入申請のあった西予市研修資金について､貸付けしないことに決定したので、西予市研修基金事業実施要網第７条の規定により通知します｡

記

１．却下理由

様式第４号(第８条関係)

|  |  |
| --- | --- |
| 借用証書 | 貸付番号第　　　　番号 |
| 借入金額 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 | 円也 |
|  |  |  |  |  |  |  |
| 西予市研修基金事業実施要網の規定に基づき､上記金額を借用いたします｡西予市研修資金の借用及び償還については、西予市研修基金事業実施要綱及び貸付条件を遵守するとともに、下記事項について制約し、ここに借用証書を差し入れます。記１．西予市研修基金事業実施要網の趣旨を理解し､研修を通じて､自己の啓発に努めます｡２．借用した資金は､別紙償還計画書のとおり償還いたします｡万一借受人が返済不能となった場合は、連帯保証人が責任をもって返済いたします。３．資金の借用後、全額償還前に市外へ転出する事態が生じた場合は､残額を一括して償還いたします４．この借用について公正証書を作成する必要が生じた時は､如何なる場合でもその要求に応じます｡　　　　年　　月　　日・住　所　西予市　　　　　　　　　　　　　　　・氏　名　　　　　　　　　　　　※研修者が未成年の場合　研修者氏名(　　　　　　　)(連帯保証人)　 ・住　所　西予市　 ・氏　名　　　　　　　　　　　　西予市長　　　　　　　　　様 |
| 貸付金振込金融機関名 | 種別 | 口座番号 | (フリガナ)口座名義人 |
|  | 普・当 |  |  |

別紙

償還計画書

|  |
| --- |
| 金　　　　　　　　円也 |
| 償還初月：　　　年　月　日 | 償還終了：　　　年　月　日 |
| 償還内容 | 年 | 月 | 円 | 年 | 月 | 円 | 年 | 月 | 円 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 償還金振替金融機関 | 種別 | 口座番号 | 口座名義人 |
|  | 普・当 |  |  |
| 上記のとおり償還します｡　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日西予市長　　　　　　　　　様　　借受人　　　　　　　　　　　 |

様式第５号(第11条関係)

　　　　年　　月　　日

西予市長　　　　　　　様

借受人住所　西予市

氏名

転　出　届　出　書

　このたび､西予市から転出しますので､西予市研修基金事業実施要領第11条の規定により､次のとおり転出の届出をします｡

記

|  |  |
| --- | --- |
| 転出年月日 | 　　　　年　　月　　日 |
| 転出先 | 住所連絡先　　　　　　　　　　　　　　 |
| 転出理由 |  |
| 貸付内容 | 交付決定年月日 | 　　　　年　　月　　日 |
| 貸付金額 | 　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 償還方法 |  |
| 償還予定日 | 年　　月　　日 |